

意 見 陳 述 書

2013年7月17日

控訴人ら代理人 弁護士 中丸素明

控訴人ら代理人の中丸です。結審にあたって、一言意見を述べさせていただきます。

1 私が、とりわけ申し上げたいことは、次のことに尽きます。すなわち、この訴訟の意義を十分にご理解いただいたうえで、この事件の実体審理を通じて明らかになった主要な事実を、予断を排して、政治的な動向に左右されることなく、証拠に基づいてキチンと事実認定していただきたい。「釈迦に説法」であることを承知の上で申し上げれば、「国が決めたものだから間違いないであろう」といった原判決が陥った誤り、予断・迎合を厳しく排し、あくまでも客観的・科学的見地を貫いて、事実をみていただきたい。その上で、あるべき妥当な判断枠組みのもとで、万人が「なるほど」と納得できるような合理的な判断を下していただきたい、ということです。結論は、自ずから見えてくるはずで

2 「公共事業は、一旦動き出したら止まらない」と指摘されるようになってから、既に久しいものがあります。この国の、民主主義の成熟度合いの問題でもありましょう。国際的視野で見るとすれば、恥ずべきことです。八ッ場ダム建設事業は、その典型例とされてきました。

このダム事業計画が浮上したのは、1952年（昭和27年）5月のことでした。実に60年以上も前のことです。いま、関係する1都5県の住民が、その

巨額の公金支出が違法・無効だとして、一斉に住民訴訟を提起し、争われています。国土交通省をはじめとするこの事業の推進者らが、いかに声高にダムの必要性を叫ぼうとも、どれほど科学的な装いをこらそうとも、治水すなわち洪水防止効果の面においても、利水：必要な生活用水の確保の面からも、全く無駄なダムであることが、客観的、科学的に明らかになっています。とりわけ、この訴訟の最終盤における大熊孝証人による治水に関する証言は、この国の長年にわたる河川政策の決定的な誤りを明らかにするものでした。また、嶋津暉之証人による利水に関する証言も、千葉県にとって八ッ場ダムが全く不要であることを、一審後の実績値・データなどに基づいて、さらに明らかにするものでした。そればかりではありません。この無駄なダム事業の代償として、「関東の耶馬溪」と称される程の景観美を誇る吾妻溪谷、多くの人々を癒し続けてきた川原湯温泉が、ダムの底に沈められようとしているのです。

- 3 ダムを建設するかどうかは、高度の政策決定に属する事柄といえましょう。そこには、一定の裁量が認められることも、いわば当然のことです。また、関係地方公共団体が、ダム建設のために公金を支出するかどうか、言い換えればその事業に参画するかどうかについても、ある程度の裁量に委ねられることも否定しません。しかしながら、その裁量権も無限定のものではないことも、地方財政法等の規定をまつまでもなく、当然すぎるほど当然のことです。では、本住民訴訟において、司法審査の判断基準はどうあるべきでしょうか。

本件において、支出負担行為を違法と評価するか否かの審査基準は、「著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵を有している」か否かによるべきです（準備書面（21））。そして、その判断にあつては、小田急事件最高裁判決（最判平17・12・7）が示した基準を基本とするべきです。

小田急事件において、最高裁は、次の場合には行政の裁量を逸脱する、すな

わち違法となるとして、司法審査の判断基準を示しました。この判決は、都市計画事業の認可取消請求事案に関するものですが、この判決が示した判断基準は、広く普遍性を有するものといえます。この最高裁判決が示した裁量権の逸脱にあたる場合とは、一つには「その基礎とされた重要な事実誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くことになる場合」であります。また今一つは、「事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合」であります。

この判断基準に則していえば、本件においても次のことがチェックされ、そして判断の基礎とされなければならないこととなります。

①その基礎とされた重要な事実誤認がないかどうか

②そのことによって、重要な事実の基礎を欠くことになってはいないか

③事実に関する評価は合理的になされているかどうか

④判断の過程において、考慮すべき事実・事情が過不足なく考慮されているか、逆に、考慮すべきではない事実・事情を考慮してはいないかどうか

⑤その結果、社会通念上妥当性を欠く結果に陥ってはいないかどうか

このような観点から、主要な事実を冷徹に見るならば、基礎となった重要な事実誤認が数多くあるなど、本件支出が社会通念上妥当性を欠き、違法・無効であるとの結論を導き出すことは、実に容易なことです。

4 具体的な問題に入る時間がないので、私からは、利水及び治水に関して決定的に重要な事実を一つずつ取り上げるに止めます。

まず、利水についてですが、ただいま相代理人が述べたとおりです。巨額を投じて生活用水・工業用水をさらに確保することが必要かどうか問われているのです。ですから、現状で水不足があるのかに加え、そして将来深刻な水不足が生じる可能性があるのか、という正確な需給予測が何よりも重要です。千葉

県の場合どうだったでしょうか。もっとも重要な指標とされる1日最大給水量でみてみましょう。千葉県水道局が平成13年に行った需要予測。県営水道に関しては、この時の予測を根拠に八ッ場ダム事業への参画を決めました。この予測では、平成20年度は126万立方メートルとされたのです。ところが、平成20年にやり直した予測では、この年度は111・3万立方メートルへと、一挙に14万7000立方メートルも下方修正せざるを得ませんでした。相代理人も述べたとおり、八ッ場ダムによって12万0400立方メートルの水源を確保する計画でしたから、わずか7年の間に、その分を上回る下方修正をせざるを得なかったのです。すなわち、平成13年に20年予測と同様の需要予測をしていれば、八ッ場ダム事業に参画する必要は全くなかったのです。13年予測自体、当初から非科学的な、あえて言わせていただくなれば「馬鹿げた」ものでした。何故なのか。当局は、それほど無能なのか、あるいは作為的なものだったか、そのいずれかしかあり得ません。有能な職員各位のことですから、無能と言うことはないでしょう。だとすれば、意図的な、ダムを造らんがための作為であって、科学的な予測とは無縁の代物だったと断じざるを得ません。

- 5 治水に関しても、一つだけ取り上げておきます。降雨と流出の関係づけを行う作業は、流出解析とよばれています。国土交通省はいくつかの手法の中から、長年にわたってその多くを「貯留関数法」と呼ばれる手法を用いて行ってきました。その「貯留関数法」という流出解析モデルが、最近になって、全くの非科学的なものであったことが露呈してしまったのです。富永靖徳：お茶の水大学名誉教授の言葉をお借りすれば、それは「科学」（サイエンス）の名に値するものではなく、「魔術」（マジック）とでも称するしかない代物にすぎないことが暴露されたのです。このことが確認されるに至った経過についての詳述は避けませんが、国土交通省は、1961年に貯留関数法が提案されて以来、治水政策を策定するための流出解析の多くを、この手法を用いて行ってきました。

恐るべきことではないでしょうか。これまで長い期間にわたって、科学性を欠き、いくらでも恣意が介在しうる方法で解析された事実を基に、治水行政が進められてきたのですから。これは、八ッ場ダムだけの問題ではなく、1960年代以降のダム建設計画を含む治水政策を総点検する必要が出てきたことを示しています。

6 最後に

私達人類の愚かな営みにもかかわらず、吾妻溪谷は、まだ巖として存在しています。川原湯は、絶えることなく豊かな温泉をいまも湧出しています。幸いにも、今なら過ちを正すのに、まだ間にあいます。ただ、そのために残された時間は、あまりにも少ないのです。

テレビドラマでみる会津藩ではありませんが、「ならぬものはならぬ」「駄目なものは駄目」なのです。これ以上、この国の為政者達の、恣意、放漫、自堕落を許してはなりません。

貴裁判所におかれては、司法に託された崇高な使命に基づいて、事実を直視し、厳正な判決を下されたい。そのことが、ひいては利権構造で「がんじがらめ」になったこの国の、ねじ曲がった河川政策と公共工事のあり方を糾し、本当の意味での国民・住民のために役に立つ河川行政に舵をきらせることにもつながるでしょう。

そのことを切望して、結審するにあたっての意見陳述といたします。

以上